

Ⅱ. 平成 28・29 年度調査計画書

第 1 章 平成 28・29 年度環境モニタリング調査計画

1.1 平成 28・29 年度環境モニタリング調査の目的・体制・基本方針

1.1.1 目的

アイランドシティ線については、環境影響評価手続きにおいて当該事業が周辺環境に及ぼす影響を調査、予測評価し、必要な環境保全措置を実施することで環境に配慮した事業の実施に努める計画としている。

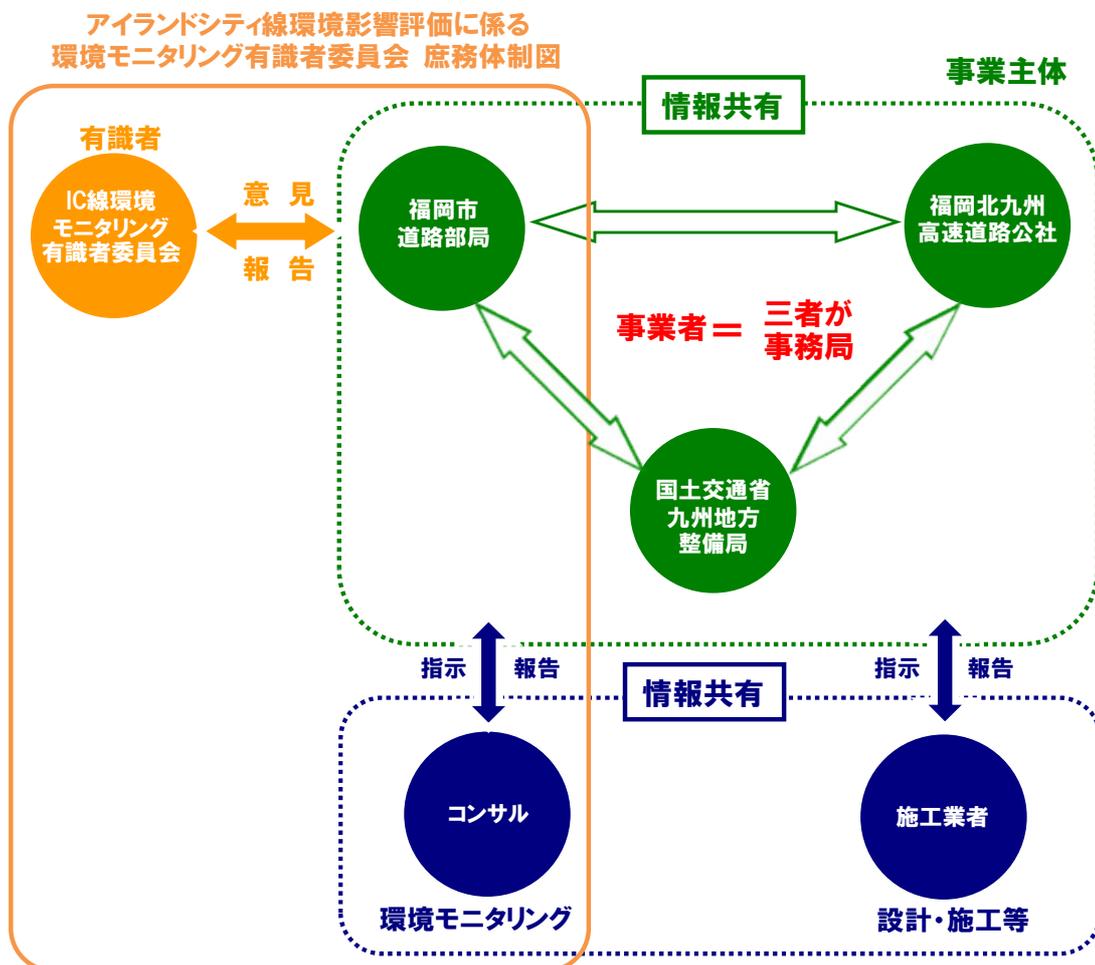
本環境モニタリング調査は、環境影響評価における環境保全の措置、その他の環境配慮事項の実施状況を調査、検証することにより、環境配慮を確実に実施することを目的としている。

1.1.2 体制

本環境モニタリング調査の実施、検証、報告にあたっては、国土交通省九州地方整備局、福岡市、福岡北九州高速道路公社の各関係部署、設計施工業者、コンサルタント業者及び環境モニタリング有識者委員会の関係機関が連携して行うものとする。

各関係機関の役割及び関連性は、以下の事業推進体制図に示すとおりである。

アイランドシティ線事業推進体制図



1.1.3 基本方針の設定

環境モニタリング調査の背景・目的、地域との関わり等の観点から、調査の基本方針を設定した。

これまでの環境影響評価手続きを踏まえ、以下の基本方針のもと環境モニタリング調査を実施する。

(1) 関係法令・環境影響評価書の遵守

環境影響評価における予測評価結果を検証するために講じたこととした環境保全措置の実施状況（事後調査を含む）、環境保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解に基づく環境モニタリング調査を実施し、環境保全に係る関係法令、環境影響評価書を遵守する。

(2) 環境基準・規制基準等との整合

環境モニタリング調査結果については、環境影響評価における予測結果と比較検証して再評価を行い、環境基準、規制基準等との整合を確認し、確実な環境保全を図る。

(3) 周辺住民等への配慮

対象道路事業の実施に伴い、環境影響評価では予測し得なかった著しい生活環境への影響が生じた場合には、直ちに当該影響に係る調査を行い、対象道路事業との因果関係を確認し、必要に応じて環境保全措置を講じ、周辺住民等に十分配慮する。

(4) 周辺の自然環境（重要な種や生態系等）への配慮

対象道路事業の実施に伴い、環境影響評価では予測し得なかった著しい自然環境への影響が生じた場合には、直ちに当該影響に係る調査を行い、対象道路事業との因果関係を確認し、必要に応じて環境保全措置を講じ、周辺の自然環境に十分配慮する。

(5) 環境配慮における透明性の向上

事業者は、環境影響評価法に基づき実施する事後調査に関して、調査終了後、環境影響評価法第 38 条の 2 に基づき作成した報告書を、同法第 38 条の 3 に基づき主務大臣や環境部局に送付し、公表する義務がある。

また、環境影響評価書において調査、検討等を記載した事項についても、同図書を審査した環境部局に報告を行なうとともに公表するものとし、本事業に係る環境配慮の透明性を高めることとする。

【環境モニタリング調査とは】

以下の 2 点をあわせたものとする。

- ① 環境影響評価法に基づく事後調査（『植物』を対象）
※工事前の平成 26 年度に事後調査対象のマツバランが枯死したことにより、以降、移植及び調査は実施しないこととした。
- ② 環境影響評価書に記載した事項に係る環境調査

環境モニタリング調査

①法に基づく事後調査
『植物』

②環境影響評価書に記載
した事項に係る環境調査

1.2 平成 28・29 年度環境モニタリング調査計画の内容

1.2.1 工事中

1) 環境保全措置の実施状況

(1) 環境保全措置の実施状況を把握するための調査

a) 調査事項

環境保全措置の実施状況を把握するための調査の調査事項は、表1-2-1に示すとおりである。

表1-2-1 調査事項

調査項目	影響要因の区分	調査事項
大気質	建設機械の稼働に係る粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工ヤードへの散水 ・ 作業者に対する建設機械の取り扱いの指導
	工事用車両の運行に係る粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両のタイヤ洗浄 ・ 工事用車両の集中を避ける運行計画 ・ 工事用車両の運行方法に対する指導
騒音	建設機械の稼働に係る騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防音パネル等の遮音対策 ・ 低騒音型建設機械の採用 ・ 作業者に対する建設機械の取り扱いの指導 ・ 建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働
	工事用車両の運行に係る騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の集中を避ける運行計画 ・ 工事用車両の運行方法に対する指導
振動	建設機械の稼働に係る振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低振動型建設機械の採用 ・ 作業者に対する建設機械の取り扱いの指導
	工事用車両の運行に係る振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の集中を避ける運行計画 ・ 工事用車両の運行方法に対する指導
水質	工事の実施時における海底の掘削に係る水の濁り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼管矢板による橋脚下部の囲い込み ・ 汚濁防止膜の展張
廃棄物等	切土工等又は既存の工作物の除去により発生する建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設発生土 ・ 事業の実施に伴って発生する建設副産物の処理状況 ・ アスファルト・コンクリート塊及び建設汚泥 ・ 再資源化施設及び中間処理施設への搬出、再資源化の状況
	工事の実施により発生する温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入法に基づく特定調達品等の使用状況 ・ 建設機械等の燃料使用量の削減のための取り組みの実施状況

b) 調査方法

環境保全措置の実施状況を把握するための調査の調査方法は、表1-2-2に示すとおりである。

表1-2-2 調査方法

調査項目	調査方法
大気質 騒音 振動 水質 廃棄物等	<p>(1) 主として現地確認・写真撮影 工事施工ヤードへの散水、工事用車両のタイヤ洗浄、防音パネル等の遮音対策、低騒音型建設機械の採用、低振動型建設機械の採用、鋼管矢板による橋脚下部の囲い込み、汚濁防止膜の展張に関する実施状況を、現地踏査による確認及び写真撮影によって記録・整理・把握する。</p> <p>(2) 主として工事関係資料による整理 作業者に対する建設機械の取り扱いの指導、建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働、工事用車両の集中を避ける運行計画、工事用車両の運行方法に対する指導、事業の実施に伴って発生する建設発生土の処理状況、アスファルト・コンクリート塊及び建設汚泥の再資源化施設及び中間処理施設への搬出、再資源化の状況、グリーン購入法に基づく特定調達品等の使用状況、建設機械等の燃料使用量の削減のための取り組みの実施状況を、工事関係者から提供される資料及びヒアリングによって整理・把握する。</p>

c) 調査地域及び調査地点

施工箇所及び工事用車両の運行ルートとする。

d) 調査期間等

工事の進捗に応じて年4回程度実施する。

2) 工事の実施時における海底の掘削に係る水の濁り

(1) 水質調査

a) 調査事項

「水質の状況」とし、予測事項の『浮遊物質（SS）』、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）で定める「生活環境の保全に関する環境基準（海域）」の項目のうち『水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）及び溶存酸素（DO）』及び環境影響評価書の現地調査で把握した『濁度』とする。

b) 調査方法

現地調査による採水方法と採水試料の室内分析は、「水質調査方法」（昭和46年、環水管第30号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）に定める方法に示される手法に基本、準拠する。

調査時には水深及び潮位を十分考慮したうえで実施する。

- ・採水回数：2回（「上げ潮時」「下げ潮時」）
- ・採水深度：2層（表層〔海面下0.5m〕と底層〔海底上1m〕）

※地点の水深に応じて、海面下2～4mの層、海面下4～8mの層についても採水を行う。

注意 採水の層数は評価書の調査時と同様に設定する。

c) 調査地域及び調査地点

調査地域は、環境影響評価書における予測地域（公共用水域において、橋脚の設置を予定している水域及びその周辺水域）とする。

調査地点は、環境影響評価書の「水質の状況」の現地調査地点とし、表1-2-3及び図1-2-1に示す地点を基本とする（航路・泊地内の船舶の状況や当該工事の実施状況等によっては調査位置を変更することがある）。

表 1-2-3 工事の実施時における海底の掘削に係る水の濁りの調査地点

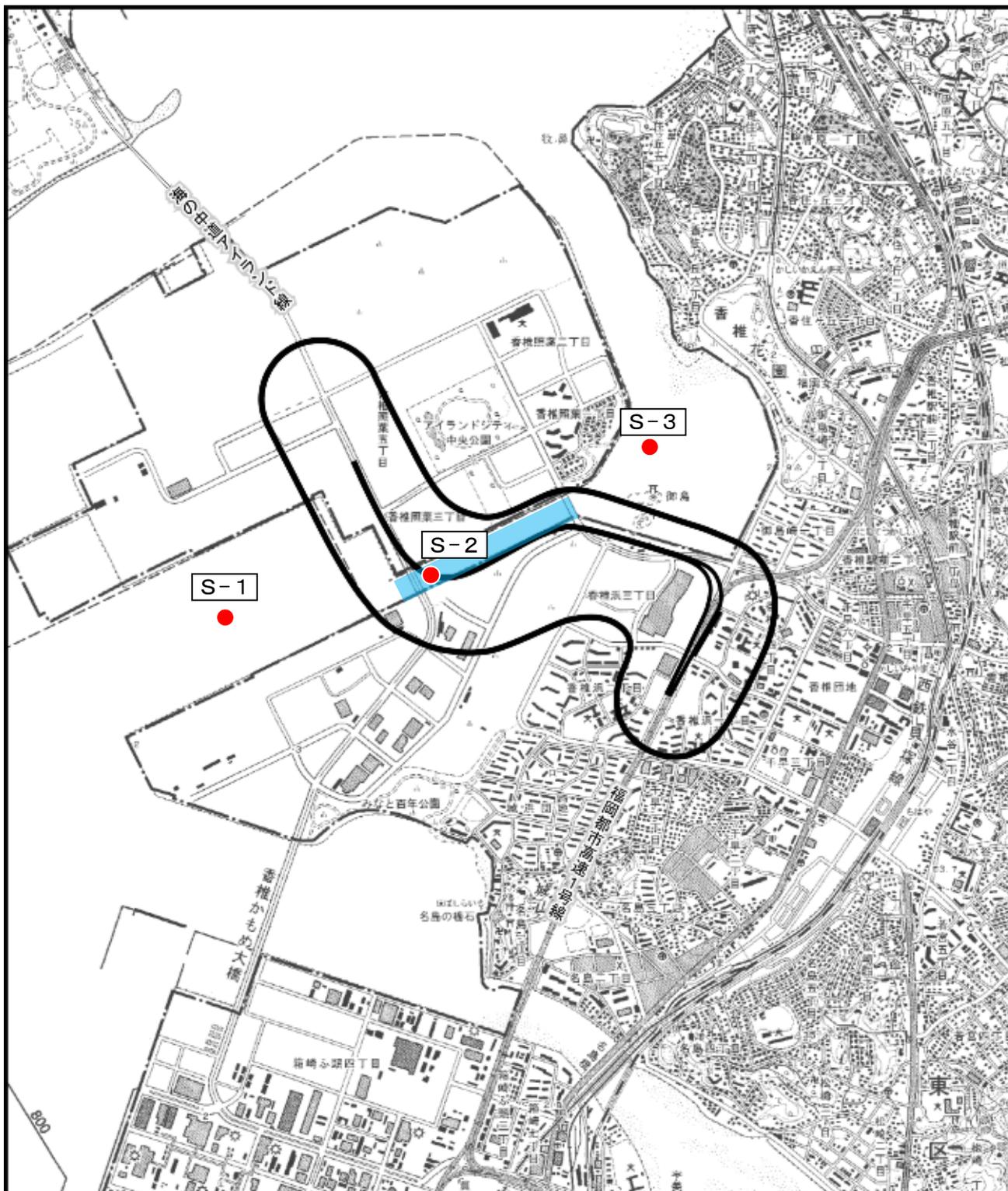
地点番号	調査地点
S-1	橋脚が設置される 100m 水路部 [※] の湾口部
S-2	橋脚が設置される 100m 水路部 [※] 西側
S-3	橋脚が設置される 100m 水路部 [※] の湾奥側（御島海域）

注1) 地点番号は環境影響評価書の「水質の状況」の現地調査の調査地点の番号と対応している。
※100m 水路部：アイランドシティ南側に位置する水路部を指す（図 1-2-1 着色部）。

d) 調査期間等

工事に伴う土砂による水の濁りの発生が予想される期間（渡海部の橋脚の設置に係る工事〔下部工〕が実施される期間）を含む「1年」を基本とし、環境影響評価書の「水質の状況」の現地調査の実施時期を参考に、四季ごとに代表的な1日を現地調査（採水日）とする。

注意 潮位等を勘案の上で調査時間を設定する。



凡 例

-  : 都市計画対象道路事業実施区域
-  : 都市計画対象道路
-  : 100m 水路部
-  : 調査地点

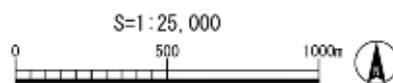


図 1-2-1 工事の実施時における海底の掘削に係る水の濁りの調査地点位置図